

札幌市建築基準法施行条例第 36 条第 1 項の規定に基づく自動車の出入口に係る認定申請手続きについて

札幌市建築基準法施行条例（以下「市条例」という。）第 36 条第 1 項の規定に基づく自動車の出入口の設置位置に係る市長への認定申請に当たっては、建築物を安全に使用できるように十分な計画の検討を行ったうえで申請されるようお願いいたします。

1 自動車の出入口の位置についてご検討ください。

市条例第 36 条第 1 項第 1 号から第 4 号に該当する道路に面する部分以外に自動車の出入口を設けることができないか、十分にご検討ください。

2 申請に必要な図書（正・副 2 部）

(1) 認定申請書（様式 9）

札幌市建築指導部ホームページからダウンロードしてください。

- ① 建築物・建築確認 > 条例・要綱・取扱様式 のページにアクセスする。
<http://www.city.sapporo.jp/toshi/k-shido/jourei/jourei-top.html>
- ② 札幌市建築基準法施行細則 →  様式 9 の  マークをクリックする。

(2) 委任状

(3) 安全計画書（別紙：例）

歩行者等の安全確保のための措置の方法について記載した計画書を提出してください。

(4) 設計図書（附近見取図・配置図・各階平面図・床面積求積図（自動車車庫等の床面積）・立面図・断面図等）

安全計画書に記載した安全確保のための措置、自動車の出入口周辺 10m の施設名、地下鉄出入口及びバス停留所等の位置等を明示してください。

(5) 道路台帳（写）

該当する道路・交差点の位置がわかるものを添付してください。

3 駐車場法・大規模小売店舗立地法に係る建築物について

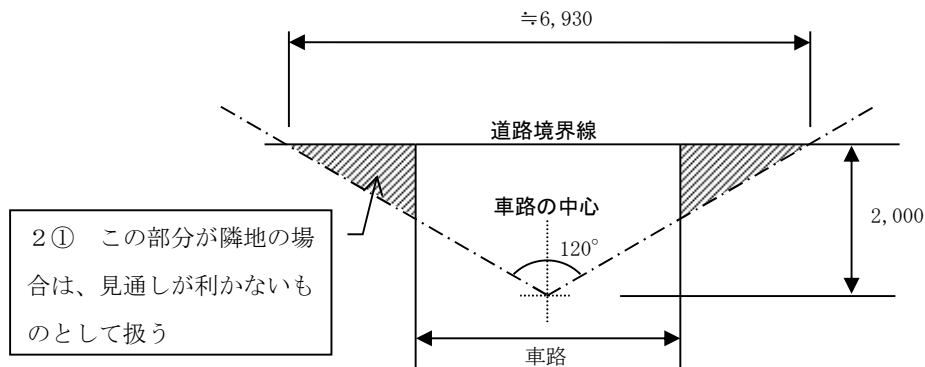
下記に該当する場合には、事前に関連部局と協議を行ってください。

- (1) 駐車場法に基づく届出が必要となる場合：まちづくり政策局交通計画課（本庁舎 5 階）
- (2) 大規模小売店舗立地法に基づく届出が必要となる場合：経済観光局商業・経営支援課
(本庁舎 15 階)

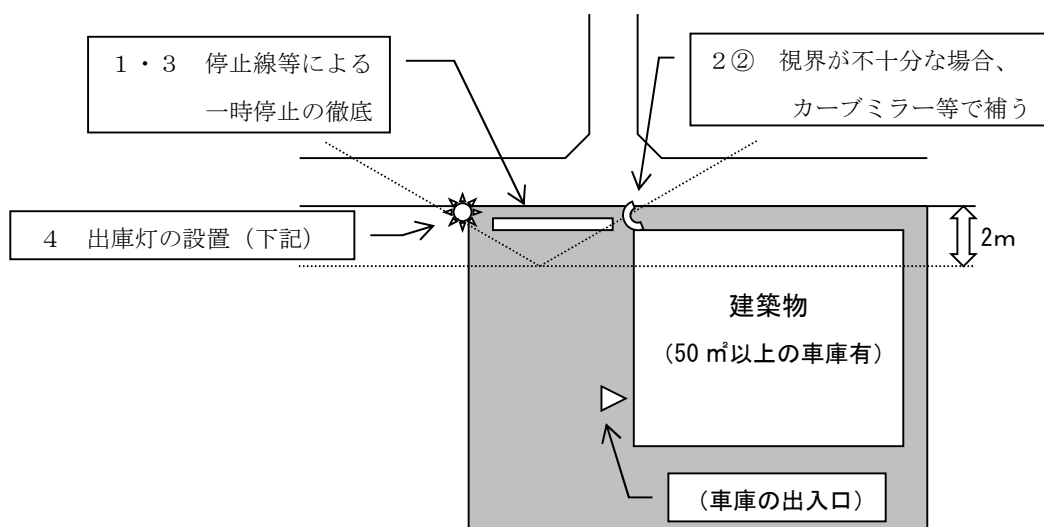
【お問い合わせ先】

都市局建築指導部管理課指導係（窓口⑪） 電話：011-211-2859

参考図



参考図1 自動車の出入口付近



参考図2 安全確保措置参考図

※ 参考図内の番号は別紙安全計画書の番号と対応

出庫灯を設ける自動車の出入口の基準

次のいずれかに該当する場合には、歩行者等へ注意を喚起するために出庫灯等を設置して下さい。

- (1) 利用者が特定の者に限定されない自動車車庫（住宅の駐車場や事務所の従業者専用の自動車車庫など、明らかに特定の者のみが利用するもの以外）で、安全計画書（例）2②により、見通しが利くように確認用のカーブミラーを設けているもの
- (2) 自動車の出入口周囲 10 メートル以内の道路上に地下鉄出入口やバス停留所などがあり、人の通行・滞留が予想されるもの

安 全 計 画 書 （例）

（あて先）
札幌市長

申請者 住所
氏名

工事 に伴い設置する自動車の出入口について、下記に示す安全確保のための措置を実施しますので、札幌市建築基準法施行条例第 36 条第 1 項ただし書の規定により認定していただけますようお願いいたします。

記

- 1 敷地内自動車出入口の車路等の接道部分に停止線（白）を設置します。また、冬期間の対策としてロードヒーティング又は停止標識を設置します。
- 2 自動車が出入りする際に、自動車の出入口付近を通行する歩行者等の存在を確認できるように、自動車の出入口のある道路境界線から 2 メートル後退した車路等の中心線上 1.4m の高さにおいて、下記の安全確保のための措置を講じます。
 - ① 道路の中心線に直角に向かって左右にそれぞれ 60 度以上の範囲の見通しが利くようにします。
 - ② 見通しが利くよう確認用カーブミラーを設置します。（ミラーを設置する場合に記載）
- 3 自動車が出入りする際には、停止線等にて必ず安全確認するよう、施設利用者等に注意喚起します。
- 4 歩行者等へ注意を喚起するために、出庫灯を設置します。（出庫灯を設置する場合に記載）
- 5 大規模小売店舗立地法に関する事前協議済みです。（該当する場合に記載）

※ 安全措置の詳細は設計図書を参照。

計画内容に合致するように
記載してください。